



東面 崩落部分
及び漆喰全面



西面 漆喰全面

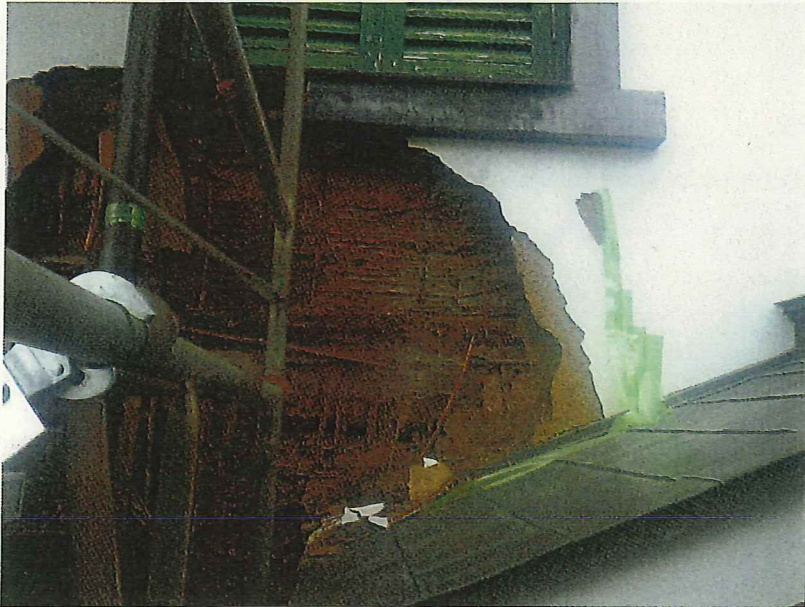
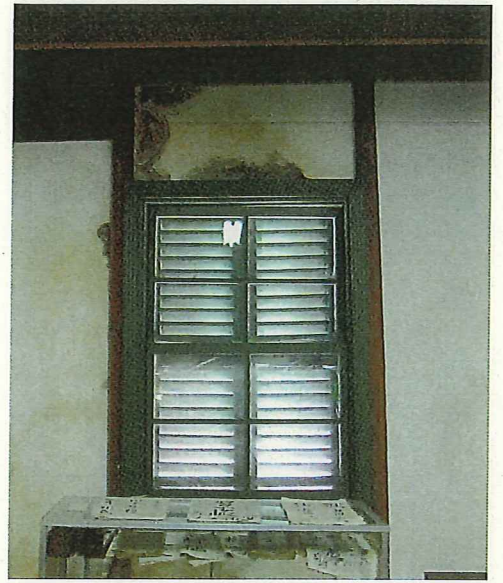


北面 漆喰全面

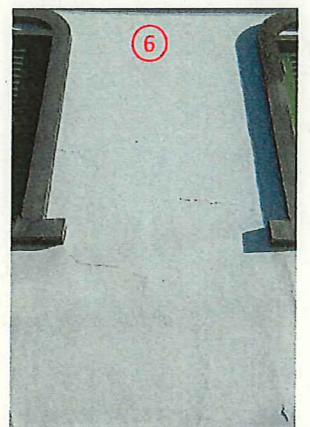
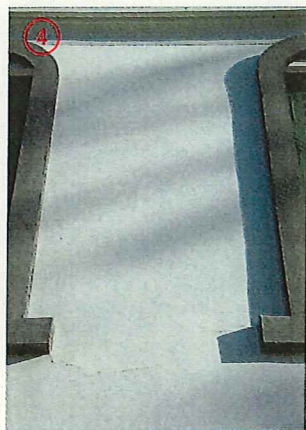
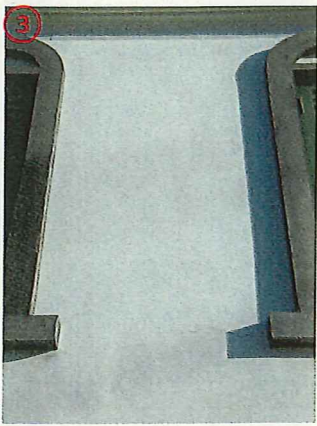
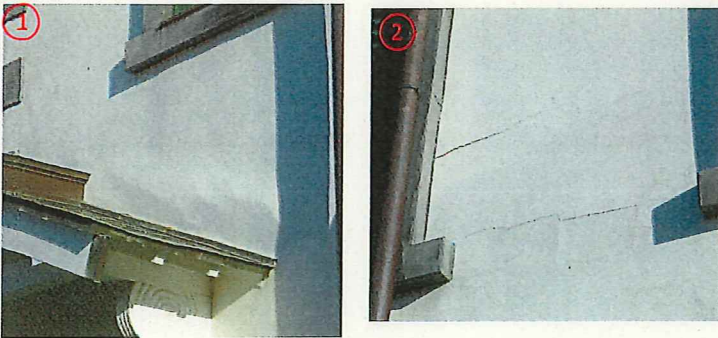
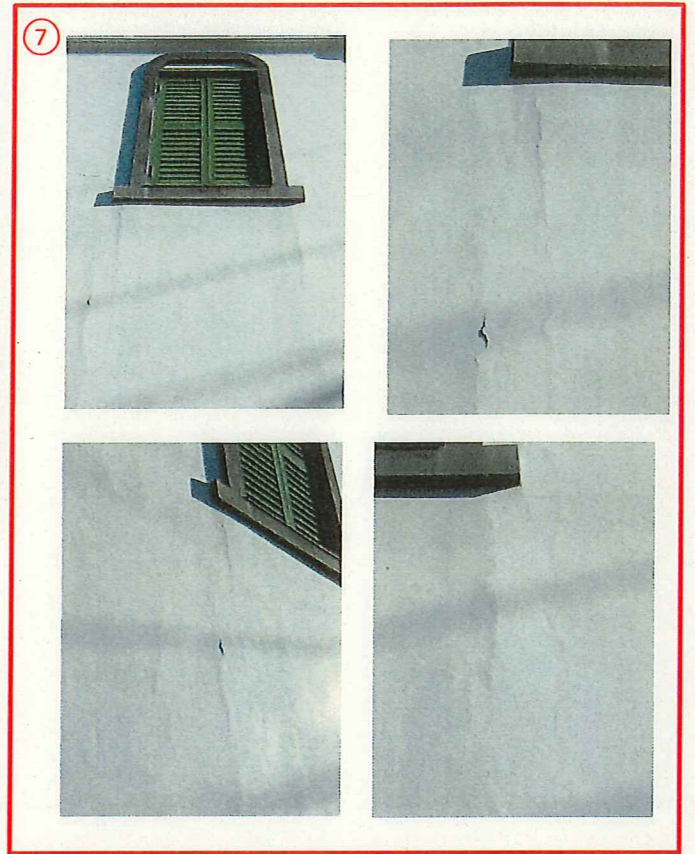
崩落個所



崩落個所内部



西面 亀裂等





147 舟つなぎ石



現在



指定当時

指 定 市 史 跡 昭和25年12月1日
 所在地 塩名田千曲川河川敷
 所有者 国土交通省

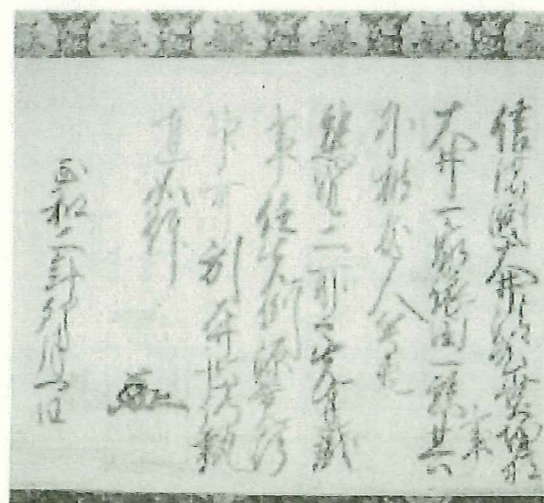
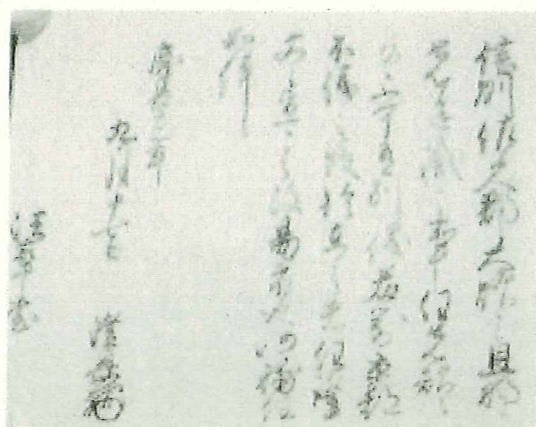


塩名田と御馬寄の間の千曲川は流れが急で、橋を架けても洪水でじきに流されていた。
 ここは江戸時代の主要街道の中山道であり、渡川の必要性は一刻をあらそった。船で人や荷物を渡す舟渡しが行われたり、正徳2年（1712）には幕府により「中山道塩名田宿・御馬寄村の間千曲川橋組合」（佐久・小県郡内の103村があたる）が組織され、再び橋が架けられた。

幕府の崩壊とともにこの組合の維持管理ができなくなり、明治6年（1873）にあらたに船橋会社がつくられ、船橋（九艘の船をつないで、その上に板を架け渡して橋としたもの）が架けられ、渡川が確保された。

「舟つなぎ石」はその船橋の舟をつなぎとめたもので、上部に穴が開けられている。

その後、明治25年（1892）に県により木橋が架けられ、船橋とともに舟つなぎ石はその役割を終えた。こうした渡川の歴史を今に伝えている。

61 おおいはっけ どうしゅげんかんけいもんじょ
大井法華堂修験関係文書

指 定 市有形文化財 平成元年11月6日
所在地 岩 村 田
所有者 大井 道也

大井法華堂は、13世紀以降約550年にわたって岩村田に存続した本山修験（山伏）である。伝承的には、大井荘地頭大井朝光の創建とされており、14世紀初頭の源覚法印（伝・大井光長の子）のころには、聖護院内跡から熊野二所先達の補任状を授かるなど、佐久郡下における最有力の修験に成長していた。

修験道は日本固有の山岳信仰のおもかげを色濃く残した仏教の一派で、平常は村に生活し、「峰入り」などの修業をして験を高め、信者の求めに応じて病気の平癒や諸願成就の加持祈禱を行った。

永正17年（1520）の「大井玄岑隆景安堵状」や永祿11年（1568）の「武田晴信普請役免許状」などでも知られるように、法華堂は中世以来、大井氏、武田氏など時の支配権力から手厚い庇護を受け続けた。内藤氏（岩村田藩）の入部以後は、龍雲寺・西念寺・円満寺とほとんど同格の扱いを受け、主要家臣とも密接な交渉を持った。

明治6年（1873）維新政府の神仏分離政策の中で、大井源豊が帰農して大井法華堂の歴史は終わった。

「大井法華堂修験関係文書」は、中世から近世にかけての庶民信仰上重要な役割を果たした在野修験の動きを知るうえで、きわめて貴重な史料である。

中世文書 正和2年（1313）「源覚法印先達職執達状」から慶長12年（1607）
「大炊之旦那先達補任状」に至る40点
近世修験史料 寛永以降明治6年に至る間の修験関係史料約650点

「佐久市地域遺産」(仮称)事業 実施要領

1 目的

歴史的・文化的価値にこだわらず、地域で大事に守り伝えられてきたものや、地域の象徴などを、後世に伝え残していきたい「地域遺産」を市が認定することにより、その所有者・承継者や地域の人々が、これまで以上にそれらを「誇り」に思い、自慢し、大切にし、未来に承継していくことを目的とする。

2 主催

佐久市教育委員会

3 募集要項

(1) 応募の対象

建造物、自然景観、民芸品、特産物、歴史、文化、郷土料理、伝統行事など、佐久らしさや特徴を表しており、地域の人々に大切に、「地域遺産」として後世に伝え残していきたいもの。ただし、既に国・県・市の指定(登録)文化財になっているものや、一般公開することができないものは除く。

なお、一般公開は、常時公開できなくても、特定日など期間限定でも可能とする。

(2) 応募の方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、佐久地域遺産認定同意書及び、「地域遺産」の詳しいことがわかる写真や資料を添付のうえ、郵送、FAX、メールにて、佐久市教育委員会に提出する。(応募期間内必着)

(3) 応募の期間

令和 年 月 日 () から令和 年 月 () まで

(4) 審査及び選定

市民や学識経験者などで構成される選定委員会で、4月から6月までの応募受付分は7月に、7月から9月までの応募受付分は翌年10月に、それぞれ審査のうえ選定する。

(5) 認定及び表示

選定されたものは「佐久地域遺産」として佐久市教育委員会が認定するとともに、佐久地域遺産認定証（別紙2）を所有者に交付し、所有者等は、交付された認定証を地域遺産が見られる場所等に表示する。

(6) 結果の公表

認定された「佐久地域遺産」は広報サクや佐久市ホームページで公表するほか、地域遺産マップを作成し市役所など公共施設や観光案内所等の窓口にて市民や観光客に配布する。

佐久市地域遺産選定委員会(案)

文化財保護審議会委員	2名
区長会等区の代表者	1名
女性団体の代表者	1名
観光協会の代表者	1名
合 計	5名